

声明

大阪高裁による高浜原発3、4号機再稼働容認決定と広島地裁による伊方原発3号機運転差止仮処分申請の棄却決定に抗議する

2017年4月18日
日本科学者会議常任幹事会
同原子力問題研究委員会

2016年3月9日に大津地裁(山本善彦裁判長)は、当時稼働中だった高浜原発3、4号機を運転停止させる仮処分の決定をした。これを不服として関西電力は大阪高裁に抗告した。3月28日に大阪高裁(山下郁夫裁判長)は地裁決定を取り消す決定をし、高浜原発の再稼働を認めた(以下、「大阪高裁決定」という)。

2016年8月12日に四国電力は伊方原発3号機を再稼働させた。その運転差止仮処分申立事件は広島地裁で争われてきたが、3月30日に広島地裁(吉岡茂之裁判長)は、住民側の申し立てを棄却する決定をした(以下、「広島地裁決定」という)。これに対し、原告側は4月13日に広島高裁に即時抗告を行った。

上記の大阪高裁決定及び広島地裁決定(以下、「両決定」という)は、原発を有する電力会社からの運転許可申請に対して、原子力規制委員会の新規規制基準適合判断に不合理な点は見いだされないとし、いずれの原発も安全に運転できると認めたものである。両決定は、住民側が原子力規制委員会の新規規制基準では不十分だと訴えた重大な諸点に対して、裁判所が真摯に耳を傾けなかった結果、出されたものである。具体的には、

1. 新規規制基準は、IAEAの深層防護の考えを基礎にしていると言うが、そのレベル4(大量の放射性物質放出による影響の緩和)を満たさず、また、レベル5(防災避難)を含んでいない。すなわち、新規規制基準は、政府の言う「世界一厳しい基準」でないことは明らかで、原発再稼働の容認を誘導する「緩やかに過ぎるもの」である。
2. 基準地震動について、島崎邦彦氏らにより過小評価ではないかとする疑義が原子力規制委員会に対して提起されているにもかかわらず、両決定は旧来の基準地震動の評価基準で不合理な点はないとするなど、司法として最新の科学的成果を全く無視している。
3. 伊方原発は、中央構造線断層帯近傍に位置しているため地震のリスクが極めて高いことや、重大事故が発生した場合住民の避難が困難であることを、住民側が指摘していた。しかし、広島地裁決定は、電力事業者や規制委員会の主張を受け入れることに終始し、科学的論点のある問題については「本件のような保全手続きにはなじまない」として判断を避け、原告の主張を十分検討していない。

以上の諸点から、「大阪高裁決定」及び「広島地裁決定」は科学的に極めて不当なものとして、私たちはこれらの決定に対する抗議の意を表明する。